

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	消防法	根拠条項	資料番号	2	担当課	消防防災安全課
			12-2	不利益処分の種類	危険物施設の位置等の措置命令	
<p>消防法 第十二条 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p> <p>第十条 4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>(技術上の基準) 危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号) 第9条~第23条 危険物の規制に関する規則(昭和34年9月29日総理府令第55号) 第10条~第38条の3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示第99号)</p>						